
紀南文化会館

大規模改修基本構想

令和6年3月

田 辺 市

目 次

はじめに	_____	p. 2
第1章 紀南文化会館の概要		
1 概要	_____	p. 3
2 沿革と特長	_____	p. 3
3 現状と課題	_____	p. 4
第2章 改修に関する基本的な考え方		
1 改修の目的	_____	p. 6
2 基本的な視点	_____	p. 6
3 改修項目の抽出方法	_____	p. 7
第3章 改修項目と概算費用		
1 改修項目	_____	p. 9
2 概算費用	_____	p. 11
第4章 今後の進め方		
1 改修の詳細検討	_____	p. 12
2 今後のスケジュール	_____	p. 12
参考資料		
各階平面図	_____	p. 13

はじめに

紀南文化会館は、昭和 59（1984）年の開館以来約 40 年にわたり、本市及び周辺地域の文化振興の拠点施設として大きな役割を果たしている。特に現施設の大ホールの音響は観客のみならず出演者からも高い評価を得ているが、建物及び各種設備は経年による劣化や老朽化が進んでおり、例えば、舞台特殊設備をはじめ、設備機器の多くについては、突発的な故障等のリスクを抱えながら事業を継続している状況となっている。また、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震等大規模災害への対応や、法令等に基づく、よりきめ細かなバリアフリー・ユニバーサルデザイン化への対応など、建設当初に比べて大きく変化した社会情勢や、住民ニーズに对应していくためには、多くの課題が山積する状況となっている。

そうしたことから、大規模改修を通じて、施設の機能性と安全性を確保し、利便性・快適性の向上を図るとともに、施設の長寿命化を実現し、これからの時代に対応した施設として継続的かつ安定的に、本市及び周辺地域の文化振興の拠点施設としての役割を果たしていくため、建築性能・劣化診断や市民ニーズ等の調査・分析のもと、「紀南文化会館 大規模改修基本構想」を策定し、今後の大規模改修の基本的な考え方を定めるものである。

第1章 紀南文化会館の概要

1 概要

名 称	紀南文化会館
設置目的	田辺市及び周辺地域の文化の振興と住民福祉の向上
所 在 地	田辺市新屋敷町1番地
開 館	昭和59（1984）年6月18日
敷地面積	17,660 m ²
延床面積	11,400 m ²
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上6階
主要な施設	・大ホール 1,224 席 1階 固定席 742 席 オーケストラピット席 114 席 車椅子席 10 席 2階 固定席 358 席 ・小ホール 450 席（可動席） ・その他 展示ホール、リハーサル室、音楽練習室、楽屋、会議室、研修室、和室
主な利用状況	演奏会、講演会、展示会、会議、その他イベント

2 沿革と特長

紀南文化会館は、「田辺市及び周辺地域の文化の振興と住民福祉の向上」を目的として、和歌山県が大ホール、田辺周辺広域市町村圏組合※¹が大ホール以外の施設の設置者となり、田辺市が敷地の提供と建設工事を行い、昭和59（1984）年に開館した。

運営については、和歌山県及び田辺周辺市町村圏組合から田辺市が管理事務の委託を受け、開館当初は、財団法人紀南文化会館に業務委託を行っていた。その後、平成19（2007）年から、指定管理者制度により業務委託を行っている。

施設規模及び設備において、紀南地方では最大となる1,224席の専門のコンサートホール（大ホール）の他、450席の小ホールや研修室、和室等を有する、和歌山県で

※¹ 昭和59（1984）年当時の田辺周辺広域市町村圏組合構成自治体

田辺市、日高郡南部川村（みなべ町）、南部町（みなべ町）、龍神村（田辺市）、西牟婁郡白浜町、上富田町、大塔村（田辺市）、中辺路町（田辺市）、日置川町（白浜町）、すさみ町
（ ）内は、令和6（2024）年3月現在の自治体名

も充実した劇場・音楽堂の一つ※2であり、開館以来、田辺市を中心とした周辺地域住民の文化振興の拠点施設として、各種コンサートや文化団体による展示・発表会、学校行事の他、研修室等の貸し出し等により、多くの人々に利用され、親しまれている。

◆建設経過

昭和 46（1971）年	白浜田辺青年会議所を中心に住民らの文化会館建設要望の運動が起こる
昭和 48（1973）年	田辺市及び周辺 9 町村の各首長・各議長が連署で当地方選出県議に陳情
昭和 55（1980）年	田辺周辺広域市町村圏組合が田園都市構想事業として推進すること決定
昭和 56（1981）年	田辺市が土地の提供決定／田園都市中核施設の指定／和歌山県が大ホール設置を決定
昭和 57（1982）年	起工式（8 月）／工事開始（9 月）
昭和 59（1984）年	竣工（2 月）／開館（6 月）

◆総事業費

歳入		歳出	
国庫補助金	105,530 千円	計画策定費	60,900 千円
県費補助金	1,003,910 千円	本体工事費	2,726,912 千円
起債	1,598,600 千円	備品購入費	116,292 千円
一般財源	216,522 千円	事務費	20,458 千円
計	2,924,562 千円	計	2,924,562 千円

◆過去の主な改修等

平成 13（2001）年	音響設備更新 ＋ 照明設備更新 388,252 千円
	財源：修繕費積立取崩（会館予算 50％）＋長期借入金（金融機関 50％）
平成 21（2009）年	大・小ホール舞台機構更新 ＋ 外壁・柱改修 210,432 千円
	財源：地域活性化・生活対策臨時交付金（国 100％）

3 現状と課題

本施設は、1,224 席の専門のコンサートホールを有するなど、施設・設備面において充実した施設である。建築以来これまで、経年の劣化等により機能的に不備となった部分の対症療法的な改修は実施しているが、根本的な更新工事は実施していない。

今回、大規模改修構想を策定するにあたり、下記の（１）～（３）を現状と課題とし

※2 令和 6（2024）年 3 月現在、和歌山県内で 1,000 席を超える専門のコンサートホールを有しているのは、和歌山県民文化会館と紀南文化会館だけである。

て整理した。

（１）機能性の確保

本施設の建築後、根本的な更新工事をしてこなかったため、施設、設備ともに、主要な部分の劣化・老朽化が著しい状況にある。

このような更新できていない建築（施設）・設備機器等の不具合が顕在化しており、今後の故障リスクが高まっている。また、設備機器等の未更新等により、省エネルギー化等地球温暖化対策も実現できていない。そのため、改修を通して、施設（全体）としての機能性を確保し、安定的な管理運営を目指す必要がある。

（２）安全性の確保

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、体育館等の吊り式天井等（特定天井）が脱落し、大きな被害が発生した。このことを踏まえ、国は天井脱落対策に新たな基準を設けた。

当地域では、近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されていることから、経年劣化・老朽化による改修だけでなく、現在の耐震基準等法令を踏まえ、施設・設備の安全性をより高める必要がある。

（３）利便性・快適性の向上

現在、公共施設の建設において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」等の法令に基づき、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が進められているが、本施設は、これまで十分な対応がとられておらず、特に 2 階玄関ホールまでの移動手段（動線）に対して、利用者からの不満の声が寄せられている。

これらバリアフリーやユニバーサルデザインに関する法令や、利用状況並びにニーズの変化に対応できていない点（施設の社会的劣化）が顕在化しており、改修を通じて、施設を利用されるあらゆる人の利便性や快適性の向上等を図る必要がある。

第2章 改修に関する基本的な考え方

1 改修の目的

紀南文化会館の建物（躯体）は良好に保たれていることから、法定耐用年数を超えても利用可能と判断^{※3}し、建物寿命を60年と設定する。本施設は、建築後40年を経過しているため、今後20年程度の期間において、可能な限り改修の必要性が生じないことを目指し、劇場・音楽堂としての機能性、安全性、利便性・快適性を確保するとともに、長寿命化を図ることにより、安心・安全で時代のニーズに合った使いやすい施設として、質の高い施設サービスを提供することを目的とする。

2 基本的な視点

「第1章 3現状と課題」で整理した「機能性の確保」、「安全性の確保」、「利便性・快適性の向上」に対応した改修にあたり、下記の（1）～（6）を基本的な視点として整理した。

（1）劣化改修

本施設は、根本的な機能性を確保するための工事が未実施であり、設備の突発的な故障等のリスクがあるため、改修を通じて施設の安全性を高め、開館当時の機能性を確保することを目指す。

（2）劇場・音楽堂の機能性

劇場・音楽堂として、備えるべき機能等を整備する。特に舞台設備（舞台機構・音響・照明等）を中心に、施設・設備等を充実する。

（3）経済性

「地方自治法（昭和22年4月14日法律第67号）」第2条14項「最小の経費で最大の効果」を発揮するには、常に事業に要する経費を精査し、行政コストを抑制することが求められていることから、改修では、施設の寿命を60年以上と設定

^{※3} 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の法定耐用年数は41年だが、一般的に「物理的耐用年数は法定耐用年数を超えても使用できる。」とされている。

し、安全性や利便性を図りながら、さらに省エネルギー化等が期待される設備等（省エネルギー設備機器、ＬＥＤ照明器具等）は、可能な範囲で採用し、ライフサイクルコストの適正化を図る。

（４） 安全性

平成 23（2011）年３月に発生した東日本大震災を踏まえ制定された天井の耐震基準に対応した改修等により、利用者等の安全・安心の向上を図る。

（５） 利便性

全ての人が使いやすい施設とするため、改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）」、「和歌山県福祉のまちづくり条例（平成 8 年 10 月 11 日条例第 40 号）」、及び「田辺市バリアフリー基本構想（平成 20 年 3 月策定）」等、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する法令に対応するとともに、施設利用者等へのニーズ調査を踏まえ、利便性の向上を図る。

（６） 脱炭素化

省エネルギー、地球温暖化対策等、公共施設として取り組むべき課題については、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）」等関係法令に対応するよう整備する。

また「第 4 次温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画（令和 6 年 3 月）」に掲げる公共施設の脱炭素化を図るため、今回更新する設備機器や照明機器等は、高効率な省エネルギー型機器等を可能な範囲で採用する。

3. 改修項目の抽出方法

改修項目の抽出にあたっては、竣工図調査、改修履歴調査及び現地調査により、耐用年数や劣化状況を把握するとともに、施設管理者からの意見聴取等もおこなった。さらに、施設利用者等へのニーズ調査も実施した。

（１） 建築設備の劣化状況及び評価

建築設備において、劣化の状況及び劣化事故等による影響度等を評価し、改修すべき内容を、下記の①～③により抽出した。

なお、本調査の結果は、「紀南文化会館劣化度等調査・計画策定業務報告書（令和

6年2月株式会社内藤建築事務所)」にまとめる。

① 建設当時の竣工図及び改修履歴の活用

建設当時の竣工図及び以前の改修時の設計図等を活用することにより、各種設備（機器）等の配置、設置年や製造メーカー及び性能等を把握した。

② 現地調査による劣化度等の把握

現地調査により、各種設備（機器）等の照合及び把握（設置年、製造メーカー等）し、併せて、目視（確認）により老朽度を把握した。

③ 施設管理者からの情報提供

施設管理者からのヒアリング等により情報提供される過去の事故事例及び要望等により改修必要箇所を把握した。

（2）施設利用者等へのニーズ調査

① 施設来館者アンケート

市の主催事業参加者へのアンケート

実 施 令和5（2023）年5月～7月

回答数 568 枚／配布数 2,172 枚 回収率 26.2%

② 施設利用者アンケート（文化団体等）

施設利用時に窓口配布及び文化団体（田辺市文化協会）へのアンケート

実 施 令和5（2023）年11月～12月

回答数 49 枚／配布数 152 枚 回収率 32.2%

③ ユニバーサルデザイン意見交換会

市の身体障害者団体代表者等の施設（現地）見学及び意見交換（聴取）

実 施 令和6（2024）年1月11日

参加者 田辺市身体障害者連盟、和歌山県自閉症協会・田辺市障害児者父母の会、
田辺市議会議員等 11 名

第3章 改修項目と概算費用

1 改修項目

「第2章 3. 改修項目の抽出方法」にて、下記 A～S のとおり改修項目及び改修方法を抽出した。

A 大ホール客席改修

多くの方が長時間快適に過ごせるよう、座席幅や座面の高さ、背板の形状等を変更する。

B 車椅子観覧席の整備

大ホール後方にある既存の車椅子観覧スペースを広げ、手すり柵部分を低くし、観覧しやすいように改修する。

また、大ホール1階客席中段部分に車椅子観覧席を設けるとともに、その誘導路としてロビー階段を一部撤去し、垂直型の車椅子用リフトを整備する。

C 小ホールの舞台に上がるための設備

車椅子利用者等が小ホールの舞台に昇降するための設備を設ける。

D 大ホール・小ホールの内装改修

大ホールの壁を塗り直す。

大ホール・小ホールの床仕上げ（カーペット、長尺シート等）を更新する。

E 舞台特殊設備の見直し

舞台演出を効果的にするため、舞台照明及び音響（設備）を更新する。

老朽化した舞台機構を部分的に更新する。

F 展示ホールの内装更新

雨漏れ等により劣化した天井材等の内装を更新する。

G 既存エレベーターの更新

既存エレベーター4基（メインホール2基・楽屋側1基・荷物用1基）は、補修用部品が製造中止となっており、また、現行法令に不適合となっているため更新する。

H 大ホール、小ホール、玄関ホール、ホワイエ、ロビー、プラザの天井耐震化

法令等に基づき、大ホール・小ホールの天井材落下防止措置と、玄関ホール・ホワイエ・ロビーの耐震化を実施する。

なお、特定天井（吊り式天井）に該当する大ホールの天井及び特定天井の基準に近

い小ホール天井は、フェイルセーフネット工法^{※4}等で対応する。

また、ホワイエ・ロビー・プラザの天井も特定天井の基準に近い^{※4}ため、耐震用天井下地材により対応する。

I 紀州材（和歌山県産木材）の利用

玄関ホール及びホワイエの柱に、紀州材による意匠を採用する。

J 多目的トイレの整備

既存の多目的トイレ3カ所（展示ホール、大ホール、小ホール）の扉を自動ドアに改修するとともに、大ホールの倉庫としている箇所に増設する。

K 1階広場から2階プラザへのバリアフリー化

現在、1階広場から2階のプラザへのスロープは、幅員が狭い上、距離も長く利用しづらいことから、スロープを改修するとともに、外部エレベーターを新しく整備する。

L プラザ・玄関ホール及びホワイエの床の補修

現在、床タイルとなっているが、伸縮目地の劣化により、杖やヒール（靴）が挟まる等の事故が発生しているため、目地等を補修する。

M 1階広場と玄関前大階段を繋ぐ階段に手すりを設置

現在、1階広場と玄関前大階段を繋ぐ階段に手すりがなく、高齢者や下肢の筋力が低下した方等の不安と危険を解消するため、手すりを設置する。

N 1階広場の舗装

1階広場は、障害者用駐車スペースとなっているが、展示ホールへの搬入等で車輛が出入りするため、舗装部分に不陸（地面表面に凹凸・段差）が生じているため、改修する。

O 外壁の改修

外壁タイルの剥離箇所及び吹付部分の劣化箇所を改修する。

P 屋上防水の改修

屋上防水は、耐用年数が大幅に過ぎているため、改修する。

Q 蛍光灯のLED化

蛍光灯照明器具及び蛍光管の生産中止が始まっている^{※5}ため、LED照明への改修をおこなう。

R 電気設備の更新

主要な電気設備及び電線は、建築当時から更新されておらず、耐用年数が大幅に過

^{※4} フェイルセーフネット工法とは、既存天井の機能性を維持し、天井落下防止に対応する工法のこと。

^{※5} 「水銀に関する水俣条約 第5回締約国会議（令和5（2023）年11月）」において、一般照明用の蛍光ランプの製造・輸出入を、2027年までに段階的に廃止することが決定された。

ぎているため更新する。

S 機械設備機器の更新

主要な機械設備機器について、建設当時から更新されておらず、耐用年数が大幅に過ぎているため更新する。

2 概算費用

大規模改修にかかる概算費用について、下記【表1】に示す。

【表1】

(税込み)

記号	項 目	金額 (千円)
A	大ホール客席等改修	236,279
B	車椅子観覧席の整備	2,258
C	小ホールの舞台に上がるための設備	8,294
D	大ホール・小ホールの内装改修	49,508
E	舞台特殊設備の見直し	1,592,699
	(舞台機構)	(228,800)
	(舞台照明)	(883,586)
	(舞台音響)	(480,313)
F	展示ホールの内装更新	7,149
G	既存エレベーターの更新	151,294
H	大ホール、小ホール、玄関ホール、ホワイエ、ロビー、プラザの天井耐震化	212,967
I	紀州材(和歌山県産木材)の利用	10,934
J	多目的トイレの整備	17,947
K	1階広場から2階プラザへのバリアフリー化	126,026
L	プラザ・玄関ホール及びホワイエの床の補修	7,518
M	1階広場と玄関前大階段を繋ぐ階段に手すりを設置	2,231
N	1階広場の舗装	9,023
O	外壁の改修	206,884
P	屋上防水の改修	91,838
Q	蛍光灯のLED化	142,428
R	電気設備の更新	773,802
S	機械設備機器の更新	1,501,500
	(屋外設備)	(105,820)
	(空調設備)	(1,059,630)
	(給排水衛生設備)	(336,050)
合 計		5,150,579

※各項目の積算額は千円単位で四捨五入した。

第4章 今後の進め方

1 改修の詳細検討

今回の大規模改修は、今後長期にわたり紀南文化会館を活用する上で必要な改修と位置づけられることから、基本設計において、改修内容と費用の算出について、詳細な検討が必要である。

また、工事の発注方法についても、工期短縮や工事費用の縮減等に影響があるため、検討が必要である。

2 今後のスケジュール

(1) 改修期間

今回の改修にかかる設計業務では、各種法令に基づきアスベスト調査等も実施し、工事内容の詳細な検討を行うことから、基本設計に10カ月、法令調査に7カ月、実施設計に9カ月程度の作業期間が必要となる（平行作業を含む）。

また、工事期間については、設備機器の調達等も考慮し15カ月程度、休館期間については、開業準備期間も含め15カ月程度必要となる。

これらのことから、リニューアルオープンは、令和9（2027）年夏頃の予定とする。

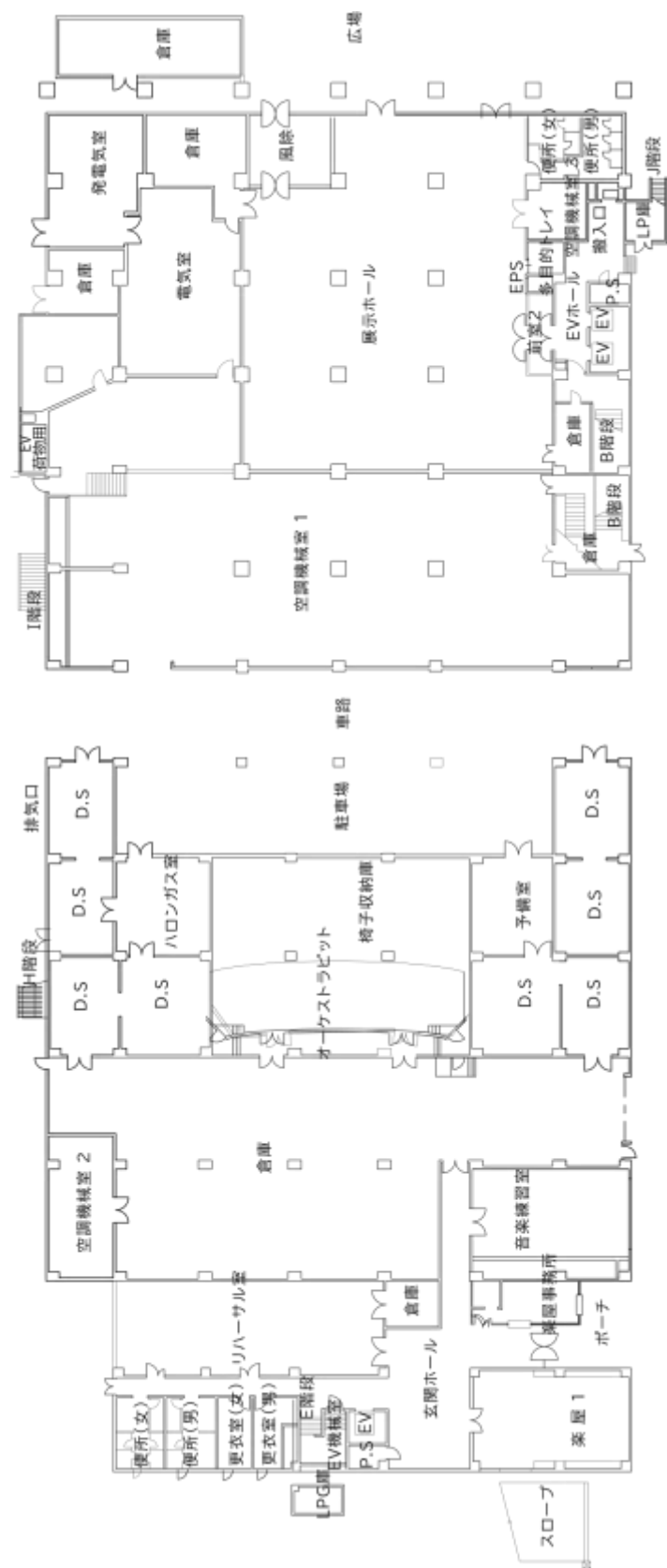
(2) 今後のスケジュール

今後の全体スケジュールを下記【表2】に示す。

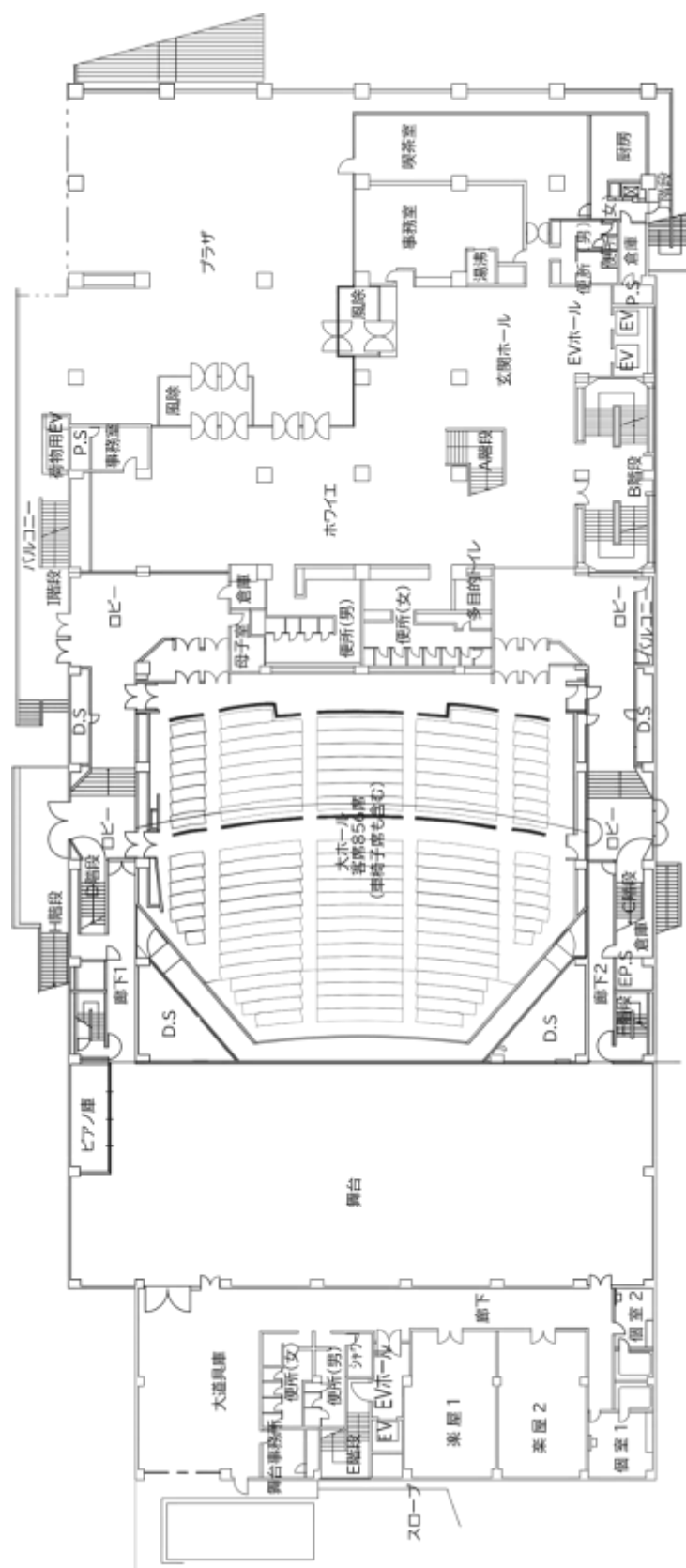
【表2】 全体スケジュール

	令和6年度												令和7年度												令和8年度												令和9年度					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6			
基本設計																																										
法令調査																																										
実施設計																																										
工事																																										
休館																																										

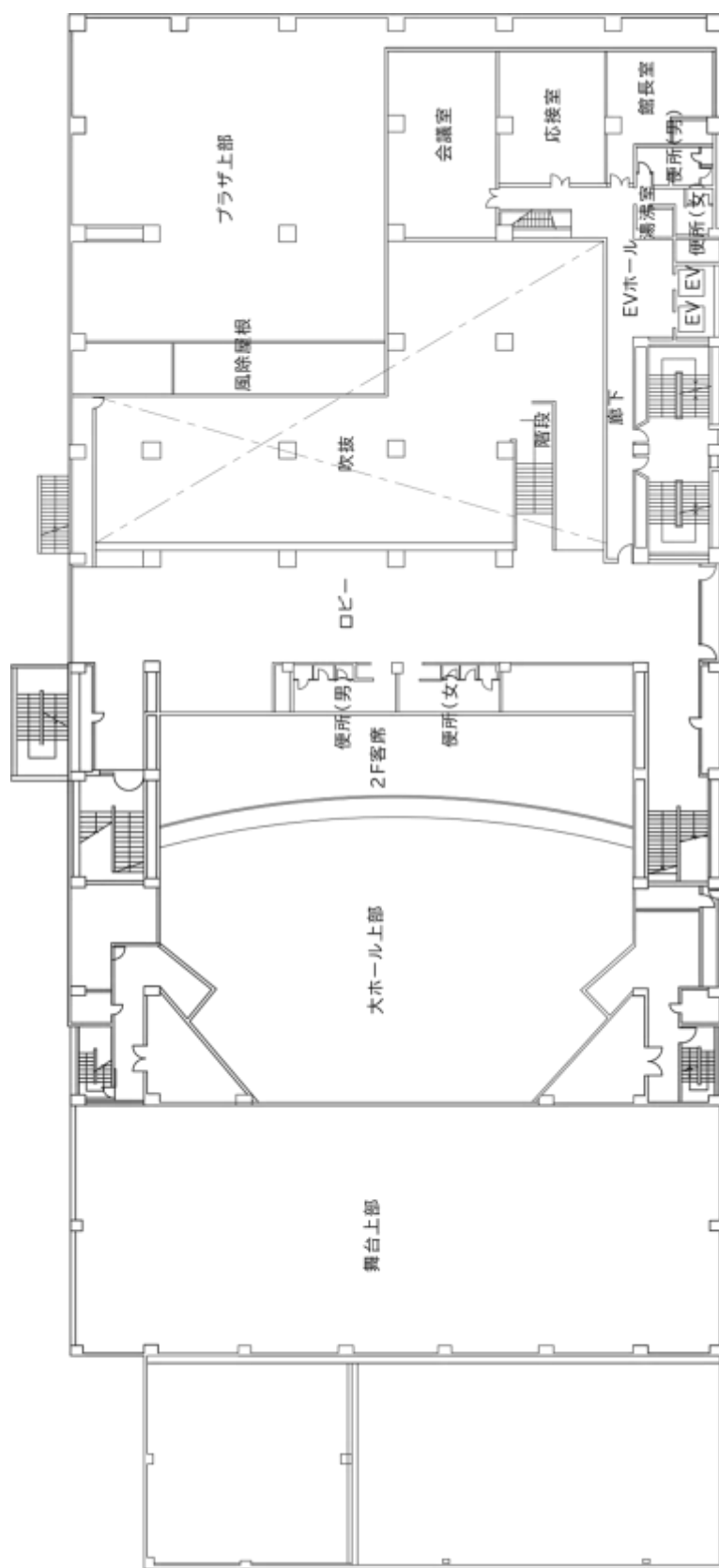
参考資料 <各階平面図>



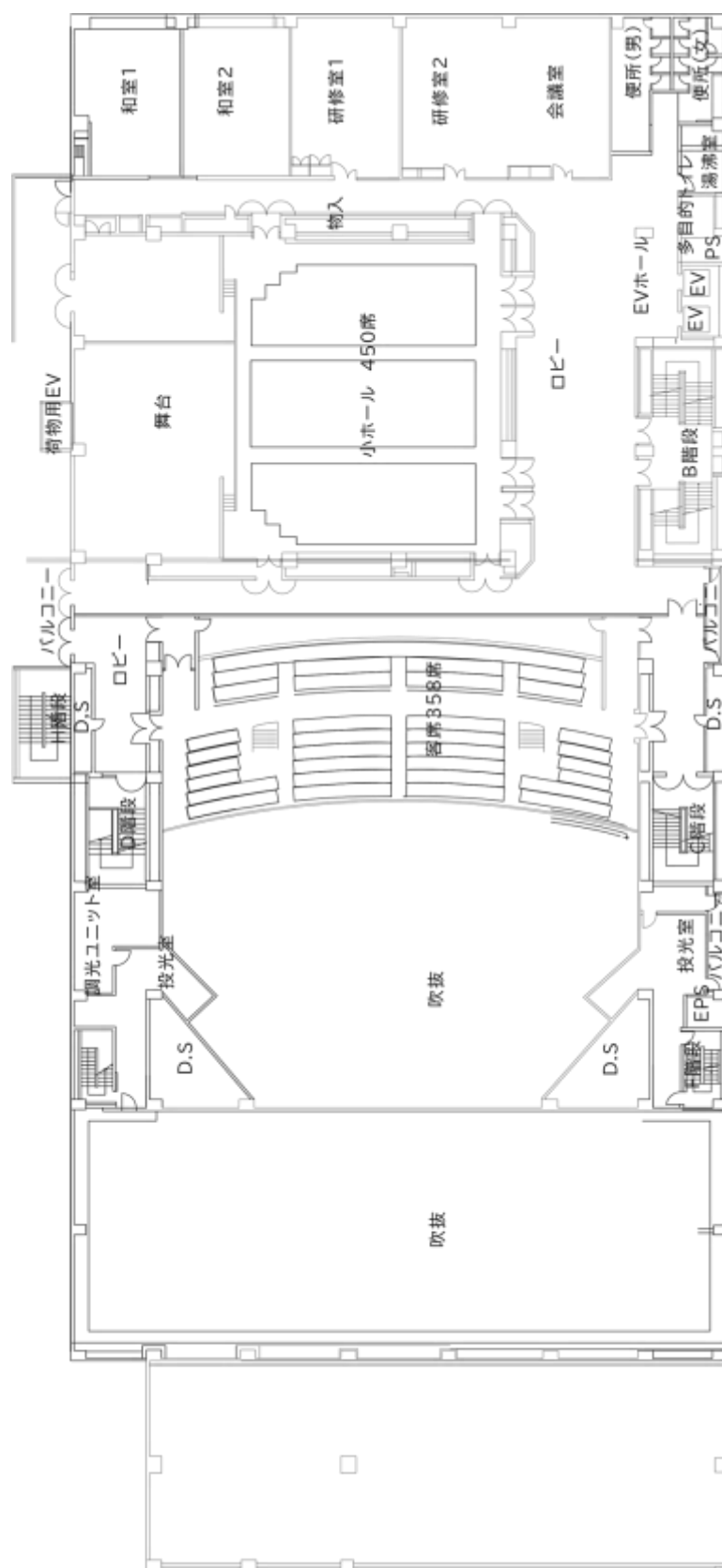
1 階平面図



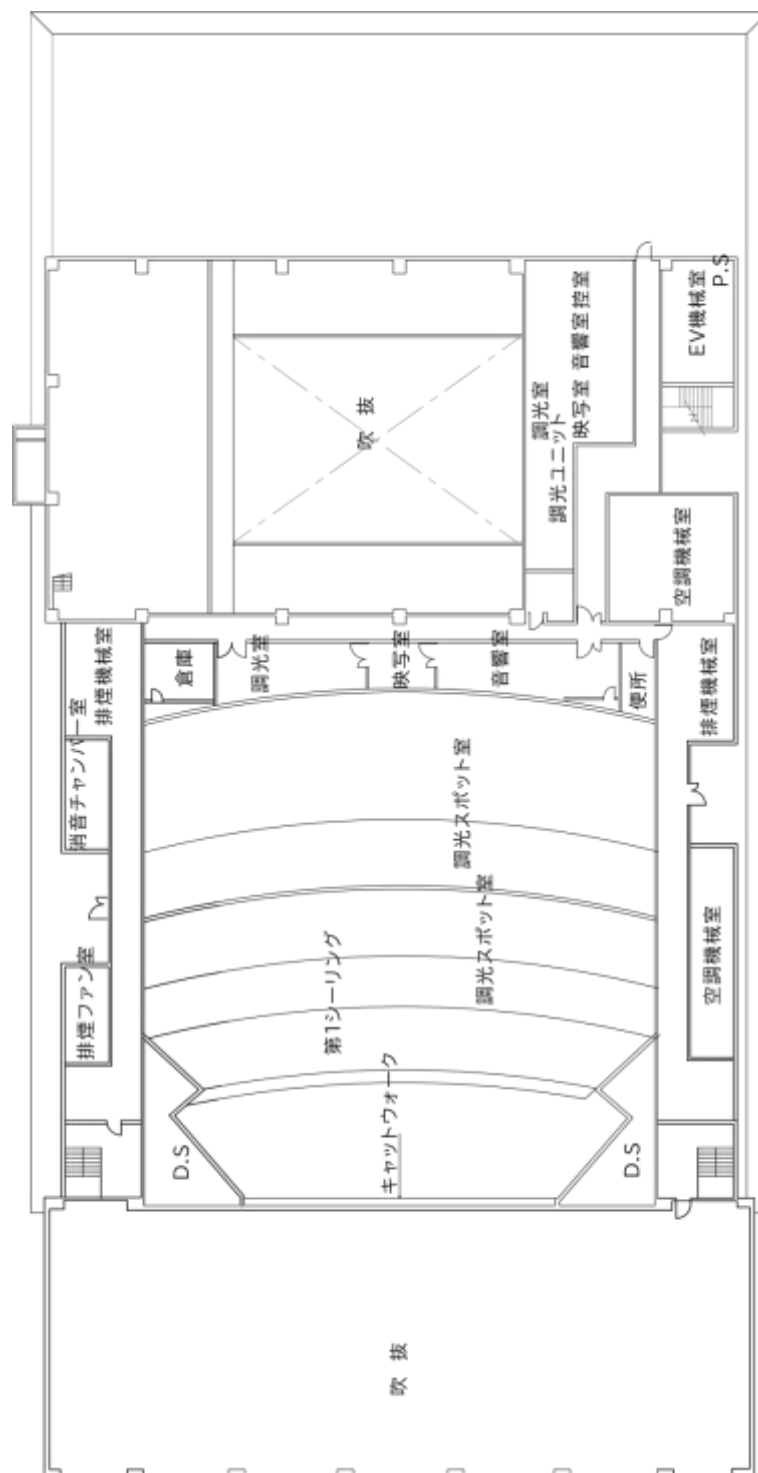
2階平面図



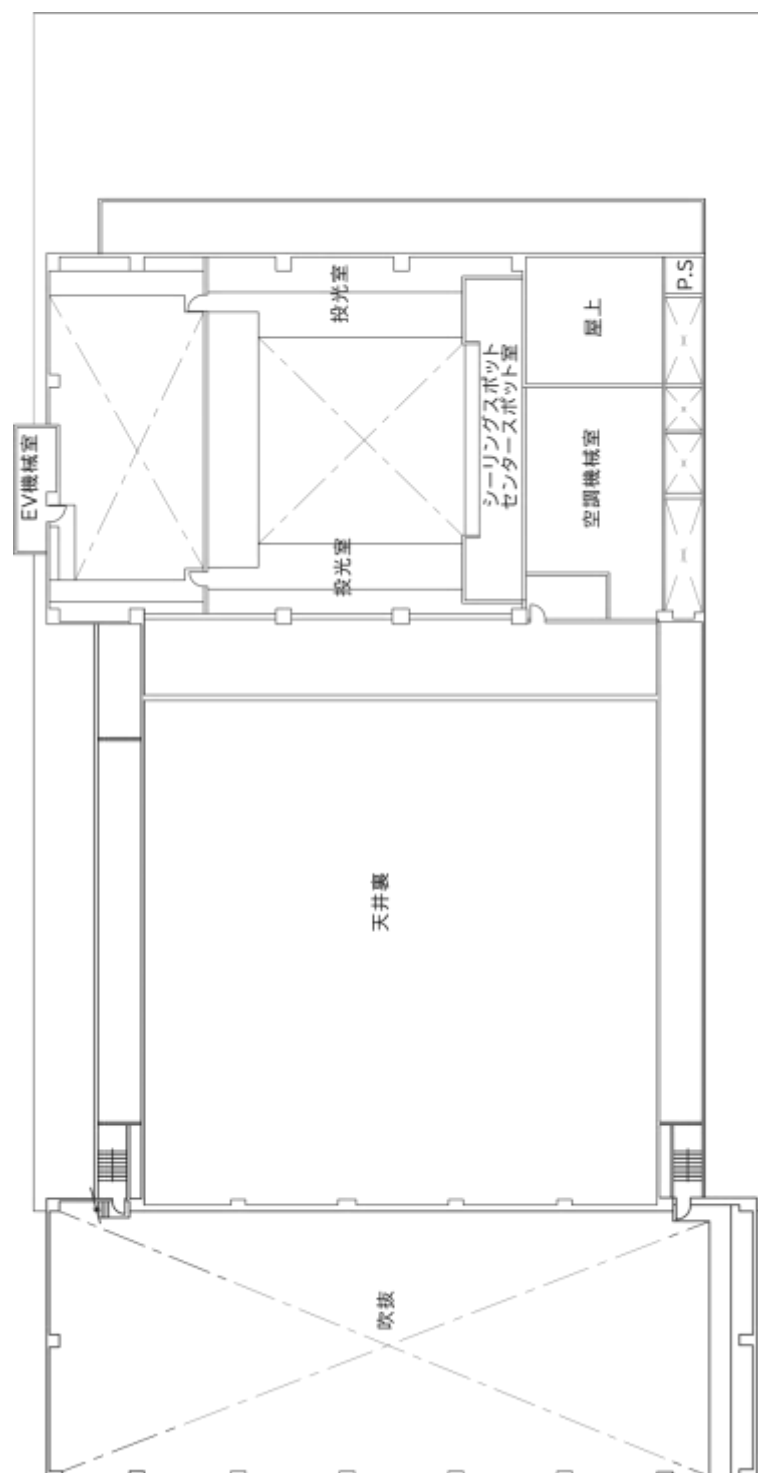
3 階平面図



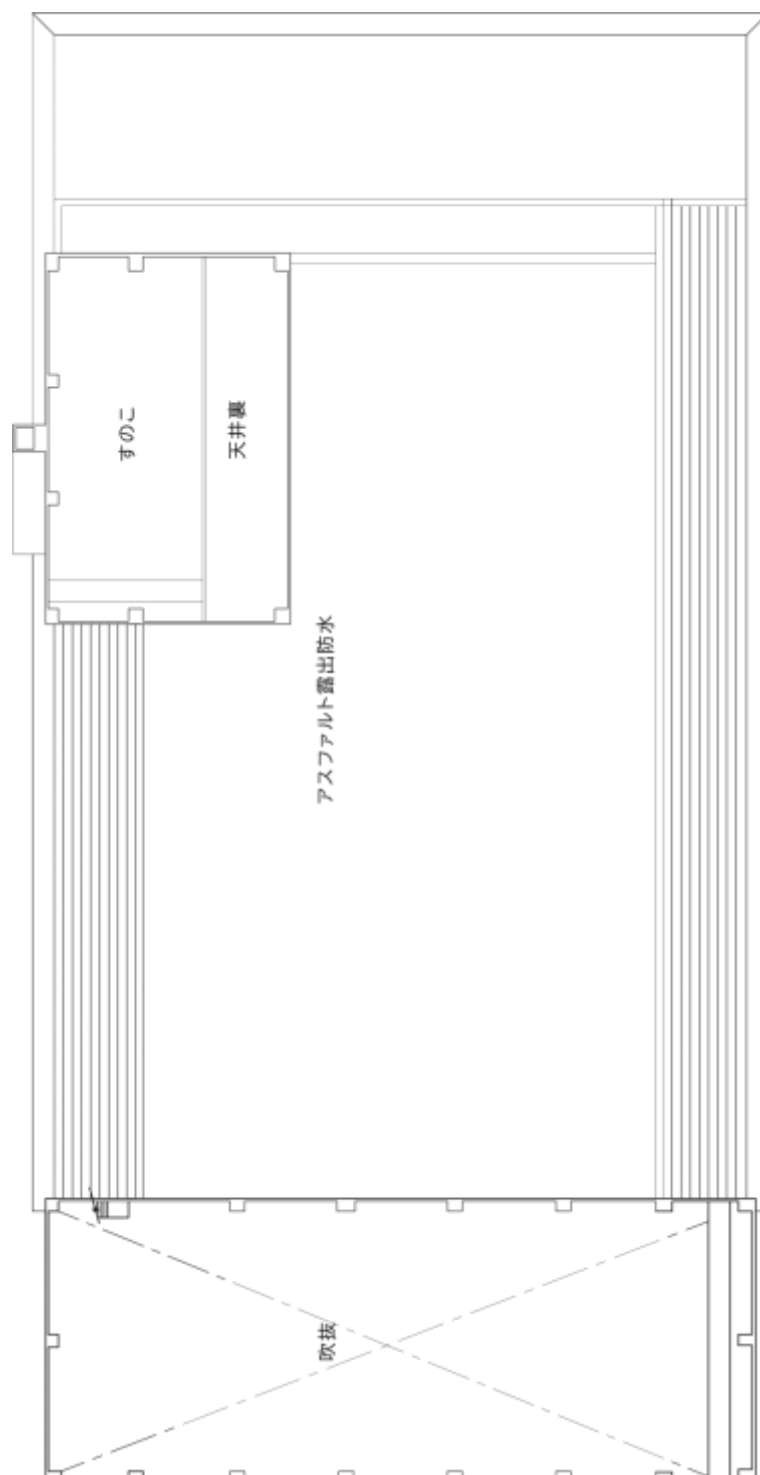
4 階平面図



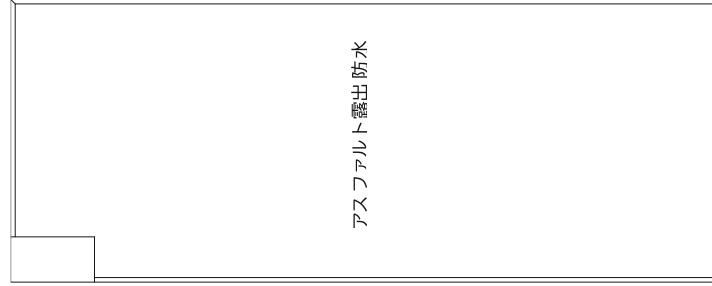
5階平面図



6 階平面図



屋根平面図



塔屋屋根平面図